第907回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成30年6月15日(金)午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席者 髙橋教育長, 伊藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員
- 4 説明のため出席した者

髙橋教育次長、松本教育次長、布田総務課長、佐々木教育企画室長、佐藤福利課長、 中村教職員課長, 奥山義務教育課長, 伊藤高校教育課長, 目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 三浦スポーツ健康課課長補佐, 小野寺生涯学習課長, 須田技術参事兼文化財課長 外

- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第906回教育委員会会議録の承認について

髙 橋 教 育 長 (委員全員に諮って)承認する。

7 第907回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名. 議事日程について

髙 橋 教 育 長 齋藤委員及び小室委員を指名する。

本日の議事日程は、配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

第2号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

第3号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

第4号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

髙 橋 教 育 長 7 議事の第1号議案ないし第4号議案については、非開示情報等が含まれているた め、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については、秘密会とする。

秘密会とする案件は、10の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることと してよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1)「県下公立学校は労働安全法などの関係法令等を遵守して学校経営することを求める請願」への対応に ついて

(説明者:髙橋教育次長)

「県下公立学校は労働安全法などの関係法令等を遵守して学校経営をすることを求める請願への対応につ いて」御説明申し上げる。資料は、1ページである。

この請願は,本年4月24日付けで宮城県高等学校・障害児学校教職員組合石巻分会戸田慎一氏から提出 されたもので、県内の公立学校において、法令等に基づく休養室、休憩設備の設置について適確な措置を講 ずるよう求めるものである。

はじめに、休養室等については、労働安全衛生規則において病弱者等に使用させるため、事業者は、労働

者がが床できる休養室を男女別に区別して設けなければならないとされているが、県内の公立学校においては保健室がその機能を有している。また、男女の区別については、間仕切りや他室の共用などで対応できることから、当該事由が生じた場合には、適切に対応できるよう徹底していく。

次に、専用の休養室の整備については、校舎増改築時等において学校と協議しながら設置を進めるよう、 検討していく。また、休憩室の設置については、努力義務となっているが、その確保について労働安全衛生 の観点から、積極的に検討するよう各所属に対して働きかけを行っていく。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質疑) 質疑なし

(2) 平成31年度使用教科用図書採択基準等について

(説明者:松本教育次長)

「平成31年度使用教科用図書採択基準等について」御説明申し上げる。資料は、2ページから7ページ と、別冊1から5までとなる。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

平成31年度に使用する教科書の採択に当たり、各市町村教育委員会及び採択地区協議会等で行う教科書の採択が、適正かつ公正に実施されるよう、県教育委員会として、教科書の採択に係る基本方針及び採択基準等を定め、各採択地区協議会等の行う採択に関する事務に関し、適切な指導、助言等に取り組んでいくこととするものである。小学校、中学校の教科書の採択は、基本的に4年に一度行うこととされているが、平成27年度に学習指導要領が一部改正され、「特別の教科 道徳」が全面実施されることに伴い、本年度は「1」にあるとおり、小学校の「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書、中学校の「特別の教科 道徳」の教科書、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について採択を行うこととなる。教科書の採択に向けた調査研究及び協議は、「4」の(1)にあるとおり、市町村立小・中学校については、各市町村教育委員会及び各採択地区協議会で、県立中学校については、教科用図書選定調査委員会及び宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会で、県立特別支援学校については、各県立特別支援学校及び特別支援学校教科用図書採択検討会議で行うこととなる。

資料3ページの「教科書の採択に係る基本方針」については、県教育委員会として教科書の採択についての基本的な方針示したものである。この基本方針に基づき、本年4月25日に教科用図書選定審議会に対して、採択基準等について諮問したところ、資料4ページにあるとおり6月1日に審議会委員長から答申があったことから、この答申を受けて、資料5ページから7ページの採択基準を県教育委員会として決定した。併せて、採択基準を基に各教科書の特徴を示した選定資料についても答申を踏まえ、別冊1から5までのとおり決定した。

別冊1は、小学校の「特別の教科 道徳」を除く各教科の選定資料で、採択基準を基に各教科書の特徴について整理したものである。

別冊2は小学校の社会科の別冊であるが、各教科書の特徴が容易に理解できるよう、内容を細分化し、地域や国の発展に尽くした人物、我が国の代表的な文化遺産、領土や東日本大震災に関連した記述等について、その記載事項や記述内容を客観的に比較できるようにしたものである。

別冊3の中学校の「特別の教科 道徳」の選定資料は、採択基準を基に各教科書の特徴について整理した ものである。

別冊4の中学校の道徳の別冊は、各教科書の特徴が容易に理解できるよう、学習する道徳的価値と教材の対応や生命の尊厳、いじめ問題、社会参画といった今日的課題と教材の対応等について整理したものである。 別冊5は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の選定資料となる。採択基準を基にそれぞれの教科用図書の特徴について整理したものである。

教科書の採択に係る基本方針及び採択基準等については、6月5日付けで市町村教育委員会及び採択地区協議会、県立中学校、県立特別支援学校及び国立大学法人の各学校等に対し通知し、採択地区の担当者への説明会を行ったところである。平成31年度に使用する教科書は、各採択地区、県立中学校、県立特別支援学校において協議や調査研究が行われ、8月31日までに採択されることとなっている。

本件については,以上である。

(質疑)

髙 橋 教 育 長 こうした資料を参考に、各地区の協議会において教科書選定の議論が行われることに なる。

10 専決処分報告

(1) 第364回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者:髙橋教育次長)

「第364回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げる。資料は1ページから3ページである。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、6月5日付けで知事から意見を求められたので、まずは議案の内容について御説明申し上げる。

資料3ページの「第364回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例議案であるが、議第163号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災の被災者に係る入学金等の免除の期間を平成31年度まで延長するため、所要の改正を行おうとするものである。

続いて、条例外議案であるが、議第183号議案「工事請負変更契約の締結について」は、平成29年3月16日議第130号議案をもって議決された宮城県石巻北高等学校校舎等改築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。議第185号議案「専決処分の承認を求めることについて」は、石巻市立大川小学校における児童の津波被害に関する国家賠償等請求控訴事件に係る上告の提起及び上告受理の申立てについて、平成30年5月10日に地方自治法の定めるところにより知事が専決処分したことについて、議会の承認を求めようとするものである。

以上,知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが,この照会に対しては,教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により,6月7日付けで専決処分し,異議のない旨回答したので,同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質疑) 質疑なし

11 課長等報告

(1)(仮称)第3期県立高校将来構想答申中間案パブリックコメント及び地区別意見聴取会について (説明者:教育企画室長)

「(仮称)第3期県立高校将来構想答申中間案パブリックコメント及び地区別意見聴取会について」御説明申し上げる。資料は、別紙1から3及び別冊である。

次期県立高校将来構想の策定については、昨年7月から、これまで5回の県立高等学校将来構想審議会を開催し、今年10月の答申に向けた検討を進めているところである。先月24日に開催した第5回目の審議会では、答申中間案について御審議いただいた。これまで委員の方々からは、社会性を身に付ける上での教育の充実や地域との連携の推進、学び直しへの対応、個別支援の充実など様々な御意見をいただいたところである。

これまでの議論を踏まえてまとめた(仮称)第3期県立高校将来構想答申中間案では、「本県高校教育の目指す姿」として「目指す人づくりの方向性」と「目指す学校づくりの方向性」を初めて明示するとともに、活力ある教育環境の確保を図るため、現構想にはない「適正な学校規模」を規定するなど新たな要素を盛り込んでいる。

それでは、資料別紙1を御覧願いたい。「(仮称)第3期県立高校将来構想答申中間案の概要」についての資料であるが、この資料を用いて答申中間案の主な点を説明申し上げる。まず、資料の上段中央になるが、構想にサブタイトルを掲げている。「高い『志』を育み、地域とともに次代を拓く高校教育の創造へ」としている。全体は5章で構成している。「第1章 高校教育を取り巻く現状と課題」において、「1 本県高校教育改革の取組」では、「(1)これまでの構想における高校教育改革の取組の方向性」と「(2)『新県立高校

将来構想』期間中の主な動き」を記載している。また、「2 高校教育を取り巻く現状と課題」では、「(1)社会経済環境の変化」において、東日本大震災からの復興や人口減少社会の到来などの外部環境を、また、「(2)県立高校の現状と課題」では、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒への対応の必要性などを記載している。

「第2章 新たな県立高校将来構想の策定について」では、「1 策定の趣旨」として、教育環境の整備・充実に向けた対応を早期に進める必要があることなどを記載するとともに、「2 構想の基本的な考え方」において、現構想における取組の一定の成果と課題を踏まえた今後の取組の基本的な考え方を示している。第3章では、次期構想から新たに明示する「本県高校教育の目指す姿」を記載している。「1 目指す人づくりの方向性」として、「豊かな心、健やかな体と自ら考え行動する力を持ち、自己実現、社会貢献できる人づくり」など、また、「2 目指す学校づくりの方向性」としては、「生徒一人一人を大切に育み、多様な個性や能力を最大限に伸ばす学校づくり」など、それぞれ3つの方向性を掲げている。

「第4章 高校教育改革の取組」については、今後10年間の高校教育改革の取組について、大きく2つに分けた構成としている。その主なものについて御説明申し上げる。「1 未来を担う高い志を持つ人づくり」において、「(1)教育内容の充実」の中では、「①志教育の更なる推進」として、小・中・高校・特別支援学校の全時期を通じた志教育を一層推進することや、「②基礎・基本の徹底と発展的な学習の推進」として、知識・技能・思考力・表現力等を大切にした学びの実践を更に推進することなどを挙げている。「(2)教育環境の充実」では、「①教育相談体制の更なる充実」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる活用などによる教育相談の一層の充実や、「②優れた教員の確保」として、様々な知識や経験を持つ人材の計画的な採用や研修内容の充実、また教員の適材適所の配置に努めることなどを挙げている。

次に、「2 未来を拓く魅力ある学校づくり」では、「(1) 社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方」において、学科等の在り方として、地域の状況や本県の産業構造、各地区の学校配置等を踏まえて検討することなどを挙げている。また、他機関との連携として、「志教育」の更なる推進等を図るため、発達段階に応じた組織的・系統的な学校間連携を更に進めていくことや、「地域パートナーシップ会議」の設置などを挙げている。なお、別冊の答申中間案本体には、学科ごとの在り方を記載しているので、後ほど御確認いただきたいと思う。

- 「(2) 学びの多様化への対応」では、定時制課程の在り方として、全県的なバランスを考慮した適正な配置について検討するほか、相談体制の充実や科目履修制度等を活用した地域の生涯学習の場としての活用などを挙げている。また、通信制課程の在り方として、美田園高校における地域スクーリング拠点の整備を推進するとともに、生徒への個別の支援を強化することを挙げている。また、学び直し等への対応として、様々なニーズに応える新たなタイプの学校の設置を検討することなどを記載しているほか、特別な支援を必要とする生徒への対応として、多様な教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ることやインクルーシブ教育システムの充実、通級による指導の充実について記載している。
- 「(3) 少子化の中での高校の在り方」では、学校配置の考え方として、その地区における高校の在り方を踏まえ、学習環境や課外活動の充実を図るため、通学への影響や地区内での学科バランスにも配慮して検討することとしている。また、適正な学校規模について、現構想では記載していないが、活力ある教育環境を確保するためには一定の学校規模が必要であるとの認識に立ち、次期構想では、4~8学級を目安とすることを記載している。現状でこの規模を満たさない学校については、その学校の所在地域における高校の在り方を検討した上で再編を検討すること、ただし、その検討に当たっては、地域の実情を考慮して、特例的な取扱いも含めて検討することとしている。

資料別冊の18ページを御覧願いたい。②として「地区別の高校配置の方向性」を掲載している。今後10年間の方向性を記載しているものであり、順に説明申し上げる。まず、南部地区では、南部地区職業教育拠点校の開校後においても更に入学定員の減を検討する必要があることから、様々な役割を担う学校に転換することも視野に再編等を検討することとしている。19ページになるが、中部地区では、充足率が高く、中学校卒業者数の減少率も他地区に比べて小さいことから、統合などの大規模な再編等は必要ないものの、社会的ニーズに対応した学科改編等について必要に応じて検討すること、また、20ページになるが大崎地区では半数以上が3学級以下の高校であり、充足率が低い状況にあることから、いくつかのブロックに分け

て学校の在り方について検討した上で再編等を進めることとしている。また、栗原地区、登米地区では、学校数が少なく、区域も広いことから、生徒の通学にも配慮した学校の在り方を検討するとともに、学習環境の充実のため、地区の枠を越えた学校の在り方について検討することとしている。21ページ、石巻地区であるが、学校規模が比較的大きいことから、入学定員の減については学級減を基本とすること、ただし、社会的ニーズに応じた学科改編等や地域の産業特性に応じた特徴的な取組について検討すること、気仙沼・本吉地区では、学校数が少なく、区域が南北に長いことから、生徒の通学に配慮した学校の在り方を検討することとしている。

資料別紙1にお戻り願いたい。第4章右下の囲みの中の「(4)魅力ある学校づくり」であるが、「2 未来を拓く魅力ある学校づくり」全体に係る取組として位置づけている。新しい学習形態の導入や特定の学科における学級規模・募集方法等の特例の設定などについて検討すること、また、5年間を単位とした再編整備計画を策定し、取組を着実に実施することとしている。

最後に「第5章 将来構想の推進」では、家庭・地域・学校の協働や、進捗状況の把握など適正な進行管理を行っていくことなどについて記載している。答申中間案については、以上である。

次に、資料別紙2を御覧願いたい。「(仮称)第3期県立高校将来構想答申中間案に関するパブリックコメントについて」である。当該中間案に対して県民等から広く意見を募集し、県民の参画による開かれた教育行政の推進に資することを目的として、パブリックコメントを実施する。意見の募集期間は、今月19日から1ヶ月間とし、公表資料は、本日の資料である「答申中間案の概要」と「答申中間案」本体を予定している。

次に、資料別紙3を御覧願いたい。「(仮称) 第3期県立高校将来構想答申中間案に関する地区別意見聴取会について」である。各地域の学校関係者や教育に関係する団体や企業等から意見を聴き、構想策定の参考とするため、今月23日、30日、7月7日及び8日に県内7地区で意見聴取会を開催する。意見発表者については、学校関係者やNPO団体、地元企業代表者等から各地区5名程度で選定を進めている。意見聴取会は公開で行い、各会場とも先着順にて傍聴者を受け付けることとしている。

教育委員の皆様においても、御参加を御希望される場合は席を準備したいと思うので、予め教育企画室に 御連絡願いたい。

なお、答申中間案については、今月19日に記者発表やホームページへの掲載により公表することとしている。

本件については,以上である。

(質疑)

伊藤委員

パブリックコメントについて、ホームページに掲載する際は出来るだけ分かりやすい ようホームページの上位に掲載するなど工夫してほしい。今月の12日,13日に仙台 国際センターにおいて「東北復興水産加工品展示商談会2018」が開催された。この イベントは東日本大震災で販路を失った生産者を対象に, 主に青森県, 岩手県, 宮城県, 福島県及び茨城県の企業等のサプライヤーと全国からバイヤーが参加して、販路拡大の 支援を行ったものであり、今年で4年目の開催となる。今年は、宮城県水産高校が出展 しており、プレゼンテーションを通じて学校で自分達が学んだことが社会の第一線でニ ーズがあることを肌で感じる良い機会になったと思う。水産高校からは、進路指導部長 と海洋総合科のフードビジネス担当教員の二名と生徒二名が参加していた。企業や百貨 店等の関係者も来場しており、そうした方々からも色々な質問を受けていたことから、 最前の展示商談会の場ではどのような話がなされているのか、自分達のプレゼンの仕方 で何が足りなかったのかを肌で感じたと思う。展示商談会を例に示したが、他の学校に おいても学んでいることを何らかの機会に外に出していけるような指導をすることで、 自分達が取り組んでいることが、社会のニーズにマッチしているのかを感じ、生徒はさ らに勉強に励んで社会に出た時に即戦力として活躍できると思う。こうしたことを身近 で見てきたことからお伝えした。

教育企画室長

可能な限り多くの意見を県民の方々から頂きたいと思っていることから, ホームペー

ジの掲載については,委員御指摘の点に配慮したいと思う。

奈 須 野 委 員

別冊18ページの「地区別の高校配置の方向性」における栗原地区と登米地区において、「地区の枠を越えた学校の在り方」と記載があるが、ここに記載されている「地区」とはどのような地域を示しているのか。例えば、県内における栗原地区と登米地区なのか、それとも岩手県を含む地区や、その他の地域を含む地区なのか伺いたい。

教育企画室長

地区の括りとしては、県内と考えている。ここに記載しているのは、それぞれの地区で今後10年間に中学校の卒業者数が100人程度減少することから、この点を踏まえた入学定員の減を検討しなければならない。それぞれの地区の学校数がそもそも少ない、或いは学校の規模自体が大きくなく小規模化していることから、単に今ある高校の範疇だけで定員減を考えたのでは、なかなか対応が難しい。例えば、隣接する地区の学科バランスなども考えた検討が必要ではないかという問題提起として記載しているものである。

奈 須 野 委 員

非常に期待している。今,説明のあった問題提起も含めて魅力ある学校づくりにも関わってくると思う。各地方の学校では生徒の流出や人口減もあることから,個々の学校の魅力ある学校づくりについては,現場の意見も踏まえながらこうしたところに上げてくるものなのか,それとも現場でこの答申を受けて考えるものなのか,その点については非常に難しい部分であると思う。個人の意見としては,学校というものが日々抱えている問題を考えた上で魅力ある学校を作るべきであると思うことから,そうした部分も含めてこの審議会に提案してほしい。

髙 橋 教 育 長

今回は副題を付けており、「志」、「地域」、「次代を拓く」、この三つをこれからの高校のキーワードとして位置付けている。今、奈須野委員から御意見があった点も踏まえながら、地域の皆様にとって県立の高校がどのような役割を果たしていくのか、また、地域の皆様自身も子供の数が減っていることをしっかりと理解していることから、各県立高校がどのような方向に行くべきか自分のこととしてしっかり議論をするタイミングになっていると思う。そうした意味で、今回の地区別の意見聴取会が一つのきっかけになるような意識で、今後もさらに議論を進めていくよう段取りをよろしくお願いする。

(2) 東北大学との包括連携協力協定の締結について

(説明者:教職員課長)

「東北大学との包括連携協力協定の締結について」御説明申し上げる。資料は、1ページである。

「包括連携協力協定」とは、東北大学と県教育委員会が連携のもと相互に協力し、学校教育や学術の振興 及び地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として締結するものである。

昨年度は2つの大学及び1つの高等専門学校と同様の協定を締結したところであるが、今回、東北大学と協定を締結した。今回の協定締結により、同様の包括的協定を締結している県内の大学等は12校となった。東北大学との連携事項は資料の2の(1)から(4)までに記載のとおりで、基本的な内容はこれまで県内の大学と締結してきた協定と同様のものとなっている。具体的な連携事例は、資料の3の(1)から(5)までに記載のとおりであるが、国内でも有数の国立大学として、高度かつ専門的な知見を有している東北大学との協定締結が実現したことにより、本県教育の課題のひとつである「教員の養成、採用及び研修の一体的な推進」に向け、双方の人材や施設が有効活用され、よりよい未来を創造する高い志を持ちながら、実践的指導力も身に付けた人材の育成が期待されるほか、児童・生徒・学生に授業で還元されることにより、魅力ある質の高い教育が実践されることが期待される。

本件については、以上である。

(質疑)

奈 須 野 委 員 教 職 員 課 長 この協定により、ほぼ全ての大学と包括連携が完了したことになるのか。

委員御指摘のとおりであり、教職課程を有している大学では、あと1大学を残しているが、教職課程を有している大学とはほぼ全て協定を締結している。

奈 須 野 委 員 資料1ページの「2 連携事項」の(2)に「児童・生徒・学生の学習支援に関する こと」と記載されているが、例えば、大学生が小学校や中学校など学校現場に入りなが ら,教育実習とは別の形で学校の支援やインターシップを行うことが可能なのか。また, そうしたことを引き受けられる学校があるのか。この包括連携において、例えば大学に 対して、小学校や中学校に学生の派遣を依頼した場合、大学側は対応が可能となってい るのか。

教職員課長

委員御指摘の内容についても,この包括連携協定を基に,うまく促進できるものにな っていると考えている。また、この包括連携協定を締結している東北大学以外の大学と の間で、学生が実習する前の1年生や2年生の段階において、小・中学校に教育実習と は別に、触れ合いや授業の観察を目的として志を高めていくことを狙いとしたインター ンシップを行っているという実態もあることから、そうした活動が他にも広がっていく ことが期待されている。

髙橋教育長

学校現場での働き方改革を進める動きが出ているが、そのためには様々な形で学校の 中にマンパワーが入ってくる必要がある。一方で、教員を目指す大学生にとっては、今、 奈須野委員から御意見のあった学校現場でのインターシップ等の活動は将来の自分の 進路を考える上で大変良い機会になることから,現在,いくつかの大学で行っている取 組が連携協定を締結している全ての大学で実現されていくよう, 特に宮城教育大学を中 心にしてその点の働き掛けについて、こちらからさらに積極的に行っていく必要がある と思うので、よろしくお願いする。

(3) 平成31年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者:高校教育課長)

「平成31年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について」御説明申し上げる。資料は、2ページから 3ページである。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

「I 入学者選抜方針」については、昨年12月の教育委員会で報告済みであり、すでに公表しているも のである。「II 入学者選抜概要」であるが、「[1] 募集」の「1 出願資格」については、宮城県内に居住、 又は居住見込みの者とし,「2 募集定員」については, 105名としている。「[2] 出願の手続」について は、記載のとおりである。

次に、資料3ページを御覧願いたい。「[3]適性検査」の「2 検査の方法」であるが、検査は、総合問 題、作文及び面接とし、総合問題の検査時間は60分としている。検査問題の作成方針については資料のと おりである。

「[5] 選抜に関する日程」については、適性検査は平成31年1月12日に実施し、選抜結果については 平成31年1月18日午後4時に本人及び在籍小学校に発送することとしている。

なお、この概要に基づいた入学者選抜要項については、8月末までに完成させ、9月下旬には配付する予 定である。

本件については、以上である。

(質疑) 質疑なし

12 資料(配布のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 平成30年3月高等学校卒業者の就職内定状況(4月末現在)

13 次回教育委員会の開催日程について

髙 橋 教 育 長 次回の定例会は、平成30年7月12日(木)午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後2時27分

平成30年7月12日

署名委員

署名委員